

平成24年3月定例会代表質問

1 防災対策について

公明党を代表して質問いたします。

最初に、防災対策について、何点かお伺いいたします。先ほどの佐藤議員の質問と一部重複する部分もあるかと思いますが、私なりのストーリーで取り上げさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

3.11の東日本大震災からはや1年がたとうとしております。改めまして、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、大震災は大きな傷跡とともにさまざまな教訓を残しました。防災対策の前提となる災害規模等の想定が無残にも崩壊し、被害が甚大となったことにより、これまで想定しなかったことも考慮に入れて対策を講ずることが必要になったこと。また、いわゆる釜石の奇跡に見られるように、とっさの行動ができるよう、日ごろからの実践的な防災教育、防災訓練を繰り返し実施することの重要性。これらを通して、いま一度これまでの対策を一つ一つ点検して、時代の変化に対応したものにしていく必要があることは言うまでもないところだと思います。

大震災を契機に、全国的に地域防災計画の見直しが進んでいるところであり、本市においても、先般、市防災会議が開かれ、浜岡原発事故や富士山噴火を想定した地域防災計画の改定が行われました。

これまで想定してこなかった原発事故や火山噴火に言及したことは特徴的であり、また、避難所の備蓄食料を2倍にする、高齢者や障害者などの要援護者の把握、避難誘導対策の確立、防災ボランティアの養成や情報伝達手段の強化などが新たに盛り込まれたと伺っております。

時代に即応した防災対策の充実が大いに期待されるところですが、これらを踏まえまして、今後の防災対策についてお聞きいたします。

まず第1点目は、大規模災害が学校の開校時に発生した場合の帰宅困難児童の保護についてであります。

これまで、事件事故が開校時間内に発生した場合は、保護者に児童の引き取りを要請し、一緒に下校させる措置がとられているかと思えます。

大規模災害の場合には、もう少し細かく考えていく必要があります。

発災した直後には、それぞれの学校において児童生徒の安全確保が要請され、ある程度落ちつくまでは学校にとどまることと思えます。

その後、保護者等の引き取りにより下校してもらおうという流れになるかと思えますけれども、これまでの想定をはるかに超える災害に襲われた場合、果たしてこれがスムーズにいくかどうか懸念されます。

災害の程度によっては、保護者自身も直ちに子供のもとに駆けつけることができない場合も想定されます。ましてや、地域の被災状況が把握できない段階で子供たちだけで自宅に帰すわけにはいきません。学校にいるほうがはるかに安全と考えられます。

なぜなら、言うまでもなく、市内の小中学校は、市長の先見性により耐震改修にいち早く取り組み、今年度すべて完了することによって、どこよりも子供たちにとって安全な場所と考えられるからです。

こう考えますと、下校時間を過ぎても一定の間、最悪、夜間まで学校に引き続きとどまらざるを得ない児童が生ずる場面も想定されます。

一方、災害時の避難所として市内の小中学校が指定され、自宅が被災した場合の生活の場所として使用されることとなっており、こうした帰宅困難児童等は自宅に戻らず、そのまま避難所にとということも考えられます。

しかし、発災から避難所の開設までにはある程度のタイムラグが予想されることや、時間が遅くなっても自宅に連れて

一緒に帰りたいと思う保護者も少なからずいると思います。

そこで、想定される帰宅困難児童等の保護について、どのような体制がとられているのか、まず伺います。

また、こうした帰宅困難事態に対処するため、学校に相応の備蓄品のストックが必要になると考えますけれども、見解をお示しいただきたいと思います。

次に、地域における防災対策について伺います。

平成22年度末で市内の自主防災組織の結成率は96%と聞いており、また、行政により訓練指導や防災講話、防災リーダー養成研修など、自主防災組織の機能強化を目指した事業が毎年実施されていると伺っております。

自分たちの地域は自分たちでという共助意識を高揚する上で、自主防災組織の強化は今後ますます重要になってくると考えます。

もとより、居住家屋の耐震化や非常用携行品等の準備など、日ごろの備えは一人一人の責任においてすべきことは言うまでもありません。

しかしながら、大規模な災害発生時は、残念ながら、ある程度の被害の発生が予想される場所であり、災害発生直後の安否確認、救助などは地域の共助に頼らざるを得ません。そして、自宅等が被災して住む場所を失った市民のため用意されている避難所は、地域で運営をしていかなければなりま

せん。

このように、大規模災害に対処する上で地域の自主防災組織が果たす役割は非常に大きいものがあり、その力いかんが被災後の地域の立ち直りを左右すると言っても過言ではないと思います。

万が一の際に自主防災組織が力を発揮するためには、ふだんからの取り組みが重要だと考えます。

総じて言えば、日ごろから地域活動、地域づくりを通じてお互いのきずなを深めていくことが、万が一の際の絶望的な状況に立ち向かう大きな力となると思います。

こうして地域の力をつけつつ、繰り返し災害を想定した具体的な訓練を行い、体に覚えさせることにより、とっさのときに対処可能となるのではないのでしょうか。

東日本大震災を契機に、私もこれまで参加した防災訓練を通じて、今後何をすべきかを考えてきました。その結果、何ととっても避難所生活が避けて通れないことが懸念されることから、今後、避難所の運営や避難所での生活を想定した訓練も力を入れていくべきではないかと感じています。

現在、HUGと言われる避難所運営ゲームを取り入れた実地訓練を行うところもふえていると聞いております。また、実際に避難所で模擬体験を行うことも考えられます。

いずれも、大規模災害がもはや現実のものとして受けとめ

なければならぬ状況であることを共通認識し、地域全体で立ち向かうための備えであります。

そこで、今後こうした避難所での生活を想定した具体的な訓練を地域の自主防災組織に広げていくことが必要かと考えますが、当局の見解を伺います。

3点目として、災害時の情報伝達について伺います。

改定された地域防災計画においては、孤立集落対策として、衛星携帯電話などの通信手段の確保、エリアメールやツイッターを活用した情報伝達手段の強化が盛り込まれています。

災害発生時には携帯電話が不通になるなど通信手段の切断が大きな問題となることから、適切な対処だと思います。

これに加えて、私が危惧するのは、災害により携帯電話や固定電話等の機器が壊れ、情報難民が少なからず生じるのではないかということです。

このような事態に至った場合、どこで情報を手に入れることができるのか。一抹の不安があります。

被災状況や避難所の情報、支援物資の情報、また、ボランティアに関する情報など、さまざま必要と考えられる情報を提供する場も必要になるのではないかと思うところです。

そこで、この点につき当局はどのように考えておられるのかお示しくください。

以上で防災対策の質問の区切りとします。

<答弁>

○危機管理対策監（篠原淳一君） 防災対策に関します2点の質問にお答えします。

避難所での生活を想定した訓練についてであります。

災害発生時に適切な行動をとるためには、繰り返しの訓練を行うことで、とるべき行動を身につけることができるものと考えております。

そのようなことから、本年度実施いたしました総合防災訓練の地区訓練では、東日本大震災被災地へ派遣した職員の避難所運営支援の経験を生かし、福祉避難室や簡易トイレの組み立て、間仕切りの設置を行うなど、体験型の避難所運営訓練を多くの会場において実施いたしました。

今後につきましても、体験型の訓練を繰り返し行うとともに、避難所運営委員会を中心に地域住民みずからが自主的に避難所運営に当たることができるよう、災害発生直後に殺到する避難者の受け付けや、避難所生活の中で起こるさまざまな出来事に応じた対処方法を学ぶ模擬訓練など、実践に即した新たなメニューを取り入れた訓練を行う中で、円滑な避難所運営を目指してまいりたいと考えております。

次に、災害時の情報提供についてであります。

災害発生時において、市民の皆さんに被災状況や避難所情報等を伝えることは重要であると考えております。

そのようなことから、電話の不通や情報受信機器の破損により情報入手が困難となった方のために、現在、防災行政用無線や地域コミュニティ放送、インターネット等を活用した情報提供を行っております。

新庁舎におきましては、マスコミへ情報提供を行うプレスセンターや臨時災害放送局等により、最新情報を市民の皆さんに配信していく考えでおります。

さらに、1階フロアに設けます防災情報コーナーの大型モニターにより、被災状況や支援物資、ボランティアなどに関する情報提供を行うとともに、特設公衆電話やパソコンを配備し、避難者確認などのさまざまな情報の収集に活用していただくこととしております。

また、開設した避難所におきましても、必要な情報を掲示するなどの状況に応じた手法により、ライフライン、交通、医療等の生活関連情報の提供を行ってまいります。

今後につきましても、被災時に市民の皆さんが必要とする情報を的確に提供するため、さまざまな手法をさらに調査・検討してまいります。

以上でございます。

○教育部長（長田敦彦君） 帰宅困難児童等への対応についてお答えいたします。

東日本大震災では、通信網及び交通網が遮断され、保護者との連

絡がとれず、児童生徒の安全な下校、引き渡し等が困難になるなどの課題が浮き彫りとなりました。

こうした中、先ほど佐藤議員の御質問にも御答弁いたしました。教育委員会で改訂作業を進めている教師の防災手引きにおいて、震度5弱以上の地震が発生した場合は、原則、学校にとめ置きとし、安全を確認した後、保護者へ引き渡すこととしております。

学校へとめ置いた児童生徒は、避難所が開設されるまでは教職員が学校内のより安全で避難に適する場所において保護し、食料等が必要になった場合は、すべての小中学校が避難所となっていることから、避難所に備蓄されている物資を使用し対応することとなっております。

以上でございます。

<まとめ> どうも丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。

昨年の3.11、本当に衝撃的な出来事でした。これを契機に、多くの方々がもう一度防災について考えたい、そういった関心も非常に高まってきているかと、私自身は感じております。その関係で、今回、1周年を前に、改めてもう一度防災対策というものを皆さんと一緒に考えていきたいと、そんな感じで、これまで私が市民の皆さんからいただいた声、そういったものを踏まえながら、今回質問をさせていただきました。

児童の保護の関係については、私自身もこれまではっきりと、どの時点で保護者に引き取ってもらって、小中学校は避難所になっていますので、そのまま避難所に行くのかなというような漠然とした感じでした。今回、質問をして御答弁いただいて、本当に明確になったと思っております。

あと、避難所を地域で運営していくと、どうしても地域との連携、学校、PTA、保護者、そういった方々が引き取り基準を共通認識としてお互いが共有し合う、それが一番大事だと思っております。

こういう大規模災害のときにはとにかく混乱しがちなものでございます。手引に基づいてマニュアルを改訂して、それで終わりではなくて、災害のときにはマニュアルを持って行動するというのはほとんど考えられないと思っております。そのマニュアルに従って、ふだんからの繰り返しの訓練で体で覚えていく、そんなようなことが大事かなと。先ほど御答弁の中にもございましたけれども、繰り返し実施することによって体に覚えさせていく。皆さんがとっさのときにどういう行動をとればベストなのかと。先ほど釜石の奇跡というところを取り上げさせていただきましたけれども、ふだんから繰り返し繰り返し教え込む、皆さんと一緒に当事者意識を持って訓練をしていくということが大事かなと改めて思ったところでございます。

これまでもいろいろな方々からこの防災対策についてはお声を寄せていただき、議会においてもさまざまな方が取り上げていただいているところでございます。私ども公明党は、3.11の被災地か

ら生まれた声として、女性の視点からきめ細かい対策をと、全国の女性議員が防災対策の点検を実は進めております。本市でも我が党の植田議員が、いろいろな分野で活躍中の女性と一緒に、女性の視点から防災対策への提言を目指して現在奮闘中でございます。

私自身はこうした市民からの具体的なお声、提言等がどんどん出てくれば、防災対策もより一層進化していくのではないかなと感じているところでございます。これが甲府市が目指す市民との協働、そして、しっかりとした足腰の強いコミュニティづくりにつながっていくのかなと確信しているところでございます。またいろいろな方からお声を寄せていただいて、これを取り上げさせていただきますけれども、防災対策については今後とも、行政、そして市民ともどもに手を取り合って、大きな災害にともどもに立ち向かっていくと、そんなようなことで、しっかりとまた取り組んでいきたいと思っております。

さまざま、思いの一端を述べさせていただきましたけれども、防災対策につきましては以上で質問の区切りとさせていただきます。ありがとうございます。

2 農業政策について

続きまして、2番目に本市の農業政策についてお伺いたします。

人間の生存に不可欠な食料等の安定供給を初めとして、農業が果たしてきた役割ははかり知れないものがあります。緑豊かな農地は国土保全に寄与するばかりではなく、我々の心に潤いと安らぎを与えてくれます。

私の幼少時代、昭和40年代を過ごした家の周りを見渡す限り田んぼが広がり、季節の移り変わりとともにさまざまな景色を見せてくれたのを今でも鮮明に覚えております。また、家の庭には野菜を植えたり、生活の一部として農業に接してきた記憶がございます。

しかしながら、時代の変遷とともに、農業を取り巻く環境は次第に厳しさを増してきております。このまま手をこまねいているだけならば、産業としての農業の存続さえ危ぶまれる状況に陥っています。

このことは今さら申し上げるまでもなく、農家数の減少、耕地面積の減少、また、耕作放棄地の増加などに如実にあらわれております。

農業だけでは生活が成り立たない、魅力がないということから、若い世代の農業離れも見られ、担い手の高齢化に歯どめがかからない現状もあります。

いま一度、農業をどうしていくのかという確固たるビジョンを示し、みんなで考えていかなければならないのではないのでしょうか。

農を軽んじればやがて手痛いしっぺ返しを受けると言われております。地域特性を生かしつつ、魅力ある農業へ再生することは、飽食の時代と言われる現代において、人間性の復興、ルネッサンスにつながると信ずるものです。

先日、全国の農漁業従事者の代表による体験主張をお聞きする機会がありました。その中の1人の方の、農村が荒廃すれば地域の文化、人間の心が失われると、中山間地域の荒れた耕作放棄地を見事に美しい田んぼに再生した体験が心に残りました。

こうした意欲あふれる担い手を1人でもふやすことが、これからの農業再生のかぎを握ると確信しています。

これまで、基盤整備や農地の集積等による経営基盤の強化、最近では戸別補償制度の創設など、さまざまな施策が展開されています。

また、国においては、来年度から、持続可能な力強い農業実現のため、全国で毎年2万人の青年新規就農者の定着を目指し、新規就農総合支援事業が開始されると伺いました。

その柱となる青年就農給付金は、就農前後の経営の安定性を高めることで、若い世代の就農意欲を高め、就農後の定着率を上げることがねらいとされています。

こうした担い手育成策のみならず、本市農業に対する市民の関心を深め、本市産の農産物の消費拡大につなげる手立てなど、持続可能な力強い本市農業の実現のため、今後どのように取り組まれるのか、御所見をお伺いします。

<答弁>

○市長（宮島雅展君） 兵道議員の御質問にお答えします。

今後の農業振興への取り組みについてです。

本市の農業従事者につきましては、兼業農家、自給的農家が大半を占めており、今後もこの傾向は継続していくものと考えています。

また、認定農業者及び新規就農者につきましては、近年、増加傾向にあるものの、高齢化が顕著な状況にあります。

本市農業はこのような厳しい状況にあるものの、市民へ安全安心で新鮮な農産物の供給という役割があり、本市としても積極的な支援をしていかなければならないと考えています。

このため、農業生産基盤の整備促進はもとより、意欲ある若い新規就農者には、平成24年度からの新たな国の施策である青年就農給付金の活用を促すとともに、小規模農家の重要な販売ルートを確保するための直売所機能のさらなる充実に努めてまいりたいと考えています。

また、これからの農産物の消費拡大は、農・商・工が連携、融合する中での6次産業化が有効な活用策として考えられるため、その推進を図るとともに、農業法人化への誘導など、持続可能な本市農業の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

御理解を賜りたいと存じます。

<再質問>

ただいま市長のほうから、市としても積極的な支援をしていくと力強い御答弁をいただきました。

農業ですが、先ほど私の生まれた環境についても取り上げさせていただきましたが、だんだん農地も減ってくると、もともとそういう田園風景の中に生まれ育った私にとっては非常に寂しいかなど、そんなような思いもありまして、今回、農業従事者の体験主張大会を通して、日本の基幹産業としても農業というものをもう一度考えていかなければいけないんじゃないかと、こんなに頑張っている人が全国でも大勢いるのに、農業をこのままにしておいていいのかという思いから、今回、取り上げさせていただきました。

また、私も、簡単な家庭菜園をしたことはありますけれども、本格的な農作業に従事したことはないんですけれども、私なりにもこの担い手の育成、特に若い世代の担い手の育成というのが、どの産業もそうですけれども、重要な課題だと考えております。そのため、先ほど国の平成24年度からの青年就農給付金ということも視野に入れてということで取り上げさせていただきましたけれども、いよいよ平成24年度からこの給付金がスタートすると。今3月ですので、新年度に向けて、本市ではどういうふうに青年就農給付金について取り組んでおられるのか、具体的に現在の状況をお示しいたきたい。これは再質問という形でお願いしたいと思います。

<再質問に対する答弁>

○産業部長（河西 清君） 若い世代、青年給付金の取り組みというところでございますけれども、この給付金には準備型と経営開始型の2種類のパターンがございます。ともに45歳未満の若い就農意欲のある方を対象としておりまして、初めの準備型は現在では2件、経営開始型が10件、現在把握しているところでは12件を把握しております。

本市では、先ほども市長から御答弁がございましたけれども、この制度を積極的に促す中で、若い世代にも将来に向けての持続可能な農業実現に向けて取り組んでいただき、それをまた私どもも支援をしていきたいと、こんなふうに考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

3 成年後見人制度について

超高齢化時代に突入しつつある現代、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者は年を追って増加しております。

高齢者の地域生活を支援するため、介護サービスやその他の福祉サービスが整備され、年をとっても安心して人生を送ることが可能となっております。

一方で、判断能力の低下した高齢者をねらった悪質な商法は後を絶たず、また、振り込め詐欺はいまだに根絶をされておられません。

こうした認知症などで判断能力の低下した高齢者を法律的に支援する制度として、平成12年にスタートした成年後見人制度があります。

これは、財産処分やその他の法律行為などをする際に、判断能力がないということで不利益をこうむることがないように、家族のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士など、家庭裁判所で選任された成年後見人が本人の財産や権利を守るものです。また、身寄りがない場合など、必要に応じて市町村長にも後見開始の審判の申し立て権が与えられております。

最高裁の直近の調査によれば、新たに成年後見人を家庭裁判所に申し立てた件数は、これは2010年のデータですけれども、全国で年間3万人を超え、前年比で約9.8%の増加、制度導入時の実に4倍に達するそうです。

認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、セーフティ

ネットとしての成年後見人制度は必要性がますますふえ、注目されているところです。

そこで、制度スタートから12年経過した現在、本市でのこれまでの利用状況、また制度の周知、その他の支援の状況についてまずお伺いいたします。

また、日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者は平成22年に208万人、これが平成37年には323万人に達するという推計がございます。

今後、成年後見人制度を活用した支援のニーズは一層高まることが予想されます。

加えて、これまで本人や家族が後見人を依頼する動機として、財産の管理処分や遺産分割協議、身上監護などが多かったわけですが、今後、高齢者の介護サービスの利用契約などを中心とした後見人選任が多くなると想定されております。

こうした状況のもと、成年後見人制度の1つの課題として、後見人の人材不足が懸念されております。少子化の影響で親族による後見人が減少する一方、弁護士などの専門家も数が限られ、増大するニーズにこたえ切れない事態も危惧されております。

国においては、老人福祉法を改正して、本年4月1日以降、市町村に対し、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずる努力義務を課しております。

その支援措置として、国は市民後見推進事業として、市区町村が市民後見人を確保できる体制を整備・強化する事業をバックアップしているところです。

本県では、北杜市が今年度、この市民後見推進事業を実施し、後見人の育成に取り組んでいると伺っております。

高齢化の進行がますます加速し、成年後見制度のニーズが一層高まることが予想される現在、こうした市民後見人の育成に本市でも取り組んでいくべきと考えますが、当局の見解をお示してください。

<答弁>

○福祉部長（長田一弘君） 成年後見人制度についてお答えをいたします。

成年後見人制度につきましては、認知症などにより判断能力が十分でない方を支援する法定の制度であり、高齢化が一層進む中であって、ひとり暮らしの高齢者等を中心に、その利用が一層高まることが見込まれております。本市におきましては、こうした状況を踏まえ、地域包括支援センターや福祉相談窓口における相談活動などを通じ、制度の適切な利用について助言や指導を行うとともに、必要に応じて市長による後見開始審判の申し立てや、手続に必要な経費への助成を行っているところであります。

申し立ての件数につきましては、平成22年度が6件、平成23年度が9件となっており、助成の件数につきましては、平成22年

度が8件、平成23年度が12件となっております。

また、甲府市の広報誌やホームページへの掲載を初め、成年後見制度に関する講座の開催など、さまざまな機会を活用したわかりやすく効果的な制度周知に努めるとともに、介護支援専門員や民生委員児童委員を初め、関係機関などと連携を図る中で、きめ細かな相談支援にも取り組んでおります。

なお、市民後見人につきましては、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から成年後見に関する一定の知識や適切な態度を身につけた方を家庭裁判所により選任されることとなっておりますが、本市といたしましては、今後も、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加などにより、こうした制度に対するニーズが一層高まるものと考えられますことから、御質問にありました市民後見推進事業も含め、総合的に検討してまいります。

以上でございます。

<まとめ>

どうもありがとうございました。

やはりこれからますます高齢化が進行していくと。それに伴って認知症がふえると。また、ひとり暮らしの高齢者もふえていくということで、制度発足当初、いろいろな財産処分とかそういった法律行為、これが恐らく中心になっていた成年後見人制度だと思っておりますが、介護保険が当事者と介護サービス側事業者との利用契約ということになっております。今後ますますそういった利用契約を

適正に瑕疵なく締結できる、そういう事態というのはだんだん減ってくるのかなど。こういった成年後見人支援をいただいて法律行為をしていただく、利用契約を成年後見人が本人にかわって結んであげると。そんなような事態も今後ますます場面がふえてくるのではないかというふうに、私の今の生活状況から実感しております。

また、先ほど御答弁にありましたけれども、専門家というのは限りがございます。市民の中からそういった後見人にふさわしい方を養成していくということも、今後喫緊の課題としてとらえていくべきではないかなと感じております。

後見人の育成、また、制度の周知等について、今後ますます市のリーダーシップをとっていただくようよろしくお願い申し上げます。私の代表質問を以上で終了させていただきます。ありがとうございました。